

平成24年5月14日

登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領検討会 開催要綱**1. 趣旨**

登録水質検査機関の指導等については、登録時及び3年ごとの登録更新時に「登録の手引き」に基づいて作成された申請書類を審査しているほか、外部精度管理調査において問題が発覚した機関に対する助言、指導を行っているが、登録水質検査機関が実施する水質検査の更なる信頼性を確保するためには、日常の水質検査業務管理のあるべき姿を要領として明らかにするとともに、当該要領の遵守状況を現地調査等により適宜確認することが有効である。

このため、登録水質検査機関における日常の水質検査業務管理の要領を策定するとともに、要領の遵守状況について、国等による日常業務確認調査及び3年ごとの登録更新時に確認する仕組みの検討を目的として、標記検討会を開催する。

2. 検討会の構成員

- (1) 厚生労働省健康局水道課長が委嘱し、委嘱期間は平成25年3月末日までとする。なお、委員に認められた者による代理出席も可とする。
- (2) 座長は平成24年度第1回検討会において委員中から選出する。
- (3) 委嘱期間内に委員の変更が必要となった場合は、厚生労働省健康局水道課長が他の者に委嘱する。

3. 検討事項

- (1) 登録水質検査機関が実施する日常の水質検査業務管理に関し遵守すべき要領の策定
- (2) 日常業務確認調査及び登録更新時における要領の遵守状況の確認方法

4. その他

- (1) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局水道課が行う。
- (2) 検討会の招集は、座長と協議のうえ、厚生労働省健康局水道課長が行う。
- (3) 検討会は、原則公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (4) 本要綱に記載のないものについては、別途定める。